

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 港まちづくり協議会
(事務所所在地：港区名港一丁目19番23号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から
令和2年 2月13日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の財政援助団体である港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、ポートピア名古屋の開設に伴い、ポートピア名古屋売上金の1%が「環境整備協力費」として競艇を施行する自治体から本市に交付されることを受け、この「環境整備協力費」を原資とし、西築地学区を中心とした港周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を住民と行政との協働により企画及び実施することを目的として、平成18年8月に設置された。

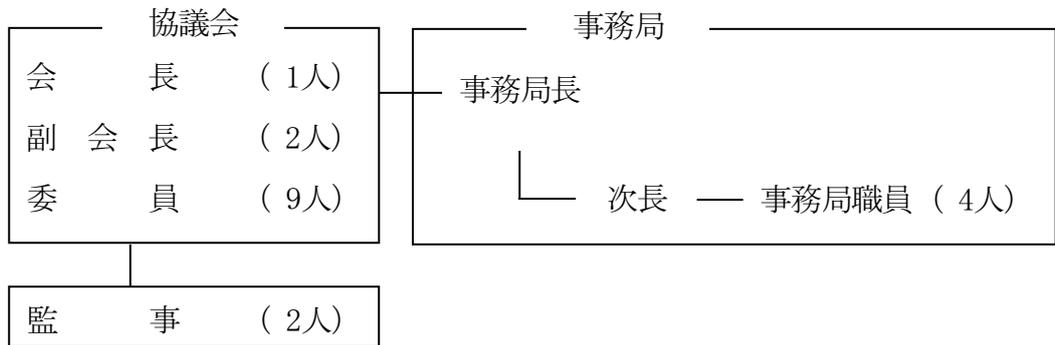
主な事業内容は、①港まちの魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業、②暮らしやすい地域づくりを目指す事業、③その他目的を達成するために必要な事業である。

これらの事業を運営するため、協議会、監事及び事務局が置かれており、事務局の職員数は5人（港区企画経理室長をもって充てる事務局長を除く。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



平成30年度の事業概要は第 1表のとおりであり、平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書は、第 2表のとおりである。

第 1表 平成30年度の事業概要

区 分
心地よく安心な港まちで暮らす
(1) 防災・減災まちづくりの推進
(2) A E D活用の促進
(3) コミュニティ活動の推進
(4) 港まち文庫事業
魅力的でにぎやかな港まちに集う
(1) 地藏盆まつり
(2) 名古屋みなとをどり
(3) アッセンブリッジ・ナゴヤ連携事業
みんなと港まちを創る
(1) 提案公募によるまちづくり事業
(2) み (ん) などまちの拠点活用事業
(3) 調査検討事業
(4) 広報

第 2表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日
 平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科目	平成29年度	平成30年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
経常収益	53,881	64,227	10,346	119.2
経常費用	55,935	64,815	8,880	115.9
当期経常増減額	△2,053	△ 587	1,465	
当期経常外増減額	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△2,053	△ 587	1,465	
一般正味財産期首残高	14,882	12,829	△2,053	86.2
一般正味財産期末残高	12,829	12,241	△587	95.4

第 2 補助金の交付

平成30年度において、本市は協議会に対して、港まち活性化事業補助金 6,422万円を支出している。補助金の概要については以下のとおりである。

1 目的

「『港まち活性化の方針』について」に基づいて協議会が実施する事業（以下「港まち活性化事業」という。）に補助することにより、地域の魅力づくり、にぎわいづくり、暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

2 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費		補助金額
港まち活性化事業	事務費	人件費	64,227千円
		管理費	
	事業費	会場借上料	
		製作・運営費	
		委託料	
		印刷製本費	
その他経費			

第3 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 随意契約における予定価格の設定について

港まちづくり協議会財務規程（以下「規程」という。）によると、予定価格は、指名競争入札に付する事項の総額について定めなければならないとされ、随意契約により契約を締結する場合も、同様に予定価格を定めなければならないとされている。

契約事務について調査したところ、随意契約において、事業の実施及び契約の締結を伺う決裁書に予定価格についての記載が無く、協議会事務局によると、予定価格を定めず、契約手続きを行っていたとのことであった。

規程に基づき、予定価格の設定をされたい。また、規程に基づき契約事務が行われているか事務局内での確認を徹底されたい。

(2) 委託契約にかかる仕様書の記載誤りについて

ガーデンメンテナンスに関わる業務委託契約について調査したところ、仕様書と見積書とでメンテナンス作業実施回数が異なっていた。

協議会事務局によると、当該契約の履行開始日が予定より遅れることとなったため、実施回数を減らし、再度見積書を徴取することとなったが、徴取に際し、仕様書の内容の変更を失念し、そのまま契約締結に至ったとのことであった。

業務の履行は、仕様書に基づき行われるものであり、契約関係書類の作成を正確に行われたい。

第4 市民経済局に対する監査

協議会に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、協議会に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。